

受験上の配慮の申請に当たって

大学入試センターでは、病気・負傷や障害等のために、大学入試センター試験において、受験上の配慮を希望する志願者に対しては、申請に基づき、審査の上で受験上の配慮（→8 ページ）を行います。

受験上の配慮を希望する場合は、この冊子をよく読んで、配慮の内容及び申請方法（申請書の記入方法や提出書類等）を確認した上で申請してください。

大学入試センターは、申請された配慮事項を審査し、「受験上の配慮事項審査結果通知書」により通知します。審査結果通知書の受領後は、配慮事項を確認してください。12月中旬までに「受験上の配慮事項決定通知書」を送付します。

申請時期		受験上の配慮事項 審査結果通知書	受験上の配慮事項 決定通知書
出願前申請	8月1日（木）～ 9月5日（木）	9月下旬までに送付	12月中旬までに送付
	9月6日（金）～ 9月30日（月）	11月下旬までに送付	
出願時に申請	10月1日（火）～ 10月11日（金）		

※ 大学入試センター試験の出願後であっても不慮の事故等（交通事故、負傷、発病等）により受験上の配慮を必要とする場合は、申請することができます。（→18 ページ）